

平成26年度第1回千葉県図書館協議会議事録（要録）

- 1 日 時 平成26年7月16日（水）  
午後2時00分から午後4時40分まで
- 2 場 所 千葉県立中央図書館 講堂
- 3 出席者 （委 員） 渡 辺 敦 平 野 恵 子  
小 泉 卓 史 永 島 哲  
齋 藤 一 浩 佐 藤 裕 美  
牧 野 千 恵 佐 藤 宗 子  
川 西 八 郎
- 中央図書館長 鈴木 清 史  
西部図書館長 長谷川 浩 士  
東部図書館長 河 野 明 美  
他9名
- （生涯学習課） 鈴木 圭 一 （社会教育振興室社会教育主事）  
鎌 形 佐 知 夫 （社会教育振興室副主幹）  
他1名

（傍 聴 者） なし

4 議 事

（1）報告事項

報告1 「千葉県立図書館の今後の在り方」行動計画平成25年度実施状況  
及び平成26年度実施計画について

報告2 その他

（2）協議事項

協議1 子どもの読書活動を推進する県立図書館の学校支援について

協議2 その他

会議開会宣言の後、図書館協議会会議運営規則第6条の規定に基づく会議成立の確認がなされた。

<会議録>

議 長

議事に入ります前に報告をさせていただきます。

本日の会議は、委員定数10名に対し9名の委員の出席をいただいております。出席者が、半数以上に達しておりますので、「図書館協議会会議運営規則第6条」の規定により、本会議は成立していることを報告させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は報告事項2件、協議事項が2件となっております。

初めに、報告1の「千葉県立図書館の今後の在り方」行動計画平成25年度実施状況及び平成26年度実施計画について、事務局の説明を願います。

事務局

「千葉県立図書館今後の在り方」行動計画平成25年度実施状況報告（資料1）及び「平成26年度行動計画実施計画一覧表」（資料2）に基づき報告。

議 長

「千葉県立図書館の今後の在り方」行動計画平成25年度実施状況及び平成26年度実施計画について説明いただきました。

御質問・御意見をいただく前に、報告1について、本日欠席されております委員から御意見をいただいておりますので、事務局に代読をお願いいたします。

事務局

（事務局代読）

平成25年度の行動計画実施状況は、全体として素晴らしいと思います。

一点気になったのは、平成25年度にデジタル化した「千葉県報」の検索可能性についてです。国立国会図書館サーチでの検索は、まだできていないようなので、なるべく早く実現すると良いと思います。平成26年度についても、25年度同様の活動が実施できるよう体制等の整備をお進めください。

議 長

ありがとうございました。この件について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

御指摘の千葉県報等のデジタルデータにつきましては、実現に向けた検討を進めているところであります。

議 長

先ほど説明のありました報告1について、委員の方から御意見・御質問がありましたらお願いします。

委 員

人名の表記ミスだと思うのですが、4ページの一番下にある福音館書店の編集者の方は「タン ヤミン」さんとお読みしておりますので訂正してください。

質問ですが、12ページの高齢者サービスの開発とは、65歳以上向けと考えていいのでしょうか。私は現在50代ですが、将来高齢者向けコーナーに行きたいかと問われると、あまり行きたいとは思わないですし、自分が興味を持って何か調べようと思ったら、そのテーマのコーナーに行くと思います。現在、高齢者向けコーナーには大活字本しかないのですが、高齢者向けサービスとは具体的にどのようなもの

議 長  
事務局

をイメージされているのか、その点をもう少し教えていただきたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

高齢者サービスについては、全国レベルの図書館でも、従来から、障害者サービスの一環としての考え方があって、弱視、体がうまく動かないというような障害者サービスの観点から進めてきた感がございます。

筑波大学の教授の発表などでも、高齢者に対するサービスは2種類で、今述べた障害者サービスの観点と、元気でバリバリやっていて、自分で勉強していくという元気な方へのサービスの2種類です。厚生労働省でも、65歳以上を高齢者と掲げておりますので、こういった方々にどのようなサービスを行っていくか、これからの高齢化社会の中で考えなければいけないという提案をされています。

昨年度、関東地区の都県立図書館に調査した結果。大活字本はどこでもそろえているが、元気な高齢の方々にどのようにサービスをしていけば良いのかは、あまり考えていない。今後も、高齢者を含め障害のある方へのサービスを進めていきますが、例えば、医療情報、パソコンのハウツーを学ぶ「生きがいつくり」など市町村でやられるという事例も聞いております。元気でパワーのある高齢の方に対して、図書館がどのようなサービスをしていくか、今年度全国的な調査を行い、より良いものを試験的に行い、県内の市町村に波及させ、実はこんなサービスもできるのだと広めていけたらと思います。

議 長  
委 員

ただいまの説明でよろしいでしょうか。

ではほかに、報告1についての御質問・御意見等があればお願いします。

私は、高等学校の図書館部会に関わっておりまして、図書館部会の教員のいわゆる図書担当の教員の会議、それから司書の会などがありますが、司書の会議や校長会において、毎回たくさんの「セット貸出し」あるいは「学校利用できるような形でのお知らせ」の配布等、大変丁寧な形で分かりやすい情報を出していただいております。そのため、資料にもあるように高等学校における貸出冊数も増えている状況にあります。

学校図書館の担当職員で、熱心にこのようなことを取り入れている職員が異動してしまうと、学校によって利用しなくなることもあるかと思いますが、逆に異動することによって、広まっていくことも考えられますので、是非このような形での分かりやすい説明等をこれからもどんどん続けていけたらと思います。

また、先ほど出た高齢者向けのことですが、実は私の住んでいる市には公立の図書館がないのです。近隣の市には、割と快適な図書館がありまして、市内にほしいなと思っておりますが、市の財政の面で、図書館は後回しになってしまっていると聞

きます。

今のお年寄りの方は、病院とか、夏の暑い日ですと、近くの公園の日蔭で皆さん集まってお話をしている光景が見られます。自分が10年後、15年後にどうしたいかなと考えると、病院や公園に集まるよりは、図書館に行き、自分でもできそうな興味のある講習とかを受講したり、身近な図書を見たいなと思っていますので、高齢者向けと言われると、行きづらい部分があります。

内容的にそういうことを増やしていただき、市町村の格差ができるだけないような形で、県立図書館が市町村を指導して、働きかけていくような形で取組を盛り上げていただきければと思います。

事務局

西部図書館では、高等学校の学校図書館に対して、私どもの学校支援の一つとして、昨今はいろいろなやり方をやっていますが、西部エリアは学校数が多く、今まで図書館担当職員と学校図書館の担当職員と、いろいろなやり取りや研修を行っています。今後とも高等学校長協会へも私どもの方から働きかけをさせていただき、PRすることに努めたいと思っています。

今年は、高等学校に訪問を始めたところでごさいます、まだ日が浅いものですから、現在6校回ったところです。学校長の話を聞きながら実際に学校図書館を担当されている司書の方の話を聞くというのは非常に大事なことで、いろいろな問題を学校ごとに抱えているのが良く分かるようになりましたので、今後とも続けていきたいと思っています。

議長

今の説明でよろしいでしょうか。

では、ほかに報告1について御質問等あればお願いします。

ないようでしたら次に進みます。

報告2その他ですが、事務局から何かありますか。

生涯学習課

千葉県子どもの読書活動推進計画について、(参考資料)に基づき報告。

議長

生涯学習課より説明等がございましたが、御質問・御意見がありましたらお願いしたいと思います。

委員

第3次の計画のところだけ、「子供」が漢字になっているのは理由があるのですか。

生涯学習課

この資料は、平成25年度の終わりから現在までいろいろな場面で使わせていただいている資料ですが、昨年度、文部科学省から、国でこれから使う「子供」の字は漢字の表記になるという説明がありました。ところが、千葉県においては、総合計画も教育振興計画も、ひらがなの「ども」を使っており、他の計画との関連も考えて、漢字を使うのかひらがなになるのか、その部分も協議して参りたいと思いま

す。

議 長

ただいまの説明でよろしいですか。

ほかに御質問・御意見はありますか。

では、次に進めさせていただきます。

(2) 協議事項に入らせていただきます。

協議1「子どもの読書活動を推進する県立図書館の学校支援について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

「子どもの読書活動を推進する県立図書館の学校支援について」(資料3)に基づき説明。

議 長

協議1につきまして、説明いただいたところですが、協議1につきましても、本日欠席されています委員から御意見をいただいておりますので、事務局に代読をお願いします。

事務局

(事務局代読)

「子どもの読書活動を推進する県立図書館の学校支援について」は6点あります。

1、学校図書館に対する県立図書館の支援は、かなり手厚いと思います。

2、高等学校、特別支援学校の図書館の状況は、資料整備、人の配置などの面でばらつきがあり、すべてが同じように県立図書館の支援サービスを使いこなせると考えるのは無理なのではないかと思います。現在のサービスについて、実際に活用している高等学校が多く見られるのであれば、サービスメニューそのものには基本的には問題は少ないと考えるべきではないでしょうか。

3、小中学校に対する支援については、地元市町村立図書館の支援が中心ですので、御指摘のように県立図書館としては間接的にしか支援はできないと思います。

4、支援サービスが活用されない理由は、恐らく様々で、一つ一つの理由に対応するのは県立図書館としては困難であると考えます。これはむしろ高等学校や特別支援学校、あるいは市町村立図書館、その先の小中学校がどうお考えになるかということのほうが問題としては大きいと思います。

5、それゆえ、県立図書館としては、「グッドプラクティス」の紹介等、県立図書館を活用したことで、各学校でどのようなメリットがあったかを広く知らせるような広報資料を作って、まだサービスを活用していない学校に対して啓蒙活動を行うくらいしか手段はないのではないかと思います。

6、なお、今後については、県立図書館による支援サービスも大事ですが、その前提として、各学校図書館が自律的に活動できるだけの資源、人と資料費を持ち、活動を進めていくような整備の方向性が必要であると思います。これは県立図書館だけの問題ではなく、県の教育行政全体に関わる問題ですので簡単にいくことでは

ないことを十分承知してはいますが、言い続けなければならない課題です。

以上、いただいております。

議 長

6点について、いろいろ御意見をいただきましたが、これについて事務局から何か説明等がございますか。

事務局

ありがたい御意見ということで受け止めさせていただきたいと思います。

議 長

その他、委員の皆様方から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

委 員

小中学校の教員を長くやっていましたが、今の公立小中学校に必要なのは、本や資料なのですが、予算が少なく、年間10万円に満たない学校もあり、少し本を買ったら終わってしまいます。充足率が下がってしまうため、何年も経って、古くて使えなくても、本を捨てられず、使えない本も冊数として数えられている状況ですので、本がほしいのです。団体貸出しをしてほしいから、市からたくさん本を借りています。

それをお願いしたいのが、例えば小学校で関連読書の本を借ります。それから中学校でも調べ学習で本を借ります。そうしたときに、同じ本が何冊かほしいのですが、実際には違う本をたくさん選んでいます。理由を聞くと、市町村立の図書館には同じ本が何冊もなく、同じ学校に何冊も貸すことはできないとのこと。調べたいときに、この子はこの資料を使っているから、この子はこの資料でいいねというわけではなくて、全員に同じ資料を使って勉強をさせたい。

物流がどうなっているか分からないが、一つの市町村からだけ借りていたら授業ができないので、例えば私の住んでいる市と、私の勤めている市と、隣の市でただやり取りをしているのか、全部の市町村を回った物流があるのか、御存じだったらお聞かせいただいて、物流があればそれに乗っかり、ないのであれば県立の図書館で、貸出しで回っている市町村からうちの学校に集まってくるような体制が取れないか、ということが一つ。

それから読書指導について。読まない子が多い。前に調べたところ、本を読まない子の家庭は、誰も本を読んでいない。家で誰か本を読んでいますかとアンケートを取ったら、家族が本を読んでいる家庭の子どもたちは、ほとんどが読んでいるのです。だから学校で、「読め、読め」と言っても、家に帰ると、「本読んでないで勉強しろ」と言われたりすることが多いということなので、是非、その辺のところは、学校だけで親に言うよりは、どんどん啓蒙活動をやってもらいたい。

親が本を借りに来れば子どもも借りる。生涯学習課の資料に出ているが、ブックスタートを実施している市町村は90%になっていて、小学校に入る前から本を読んでいる。このようなことをやっているが、来る親は興味のある親だけなので、全

部の親に小さいころから本を読む大切さを指導していきたいと思いました。

議 長

では、委員さんから質問がありましたが、図書の貸出し関係、それから読書指導関係、県立図書館としてということでお願ひします。

事務局

市町村では、なかなか同じ本をそろえるなどの資料整備にお金を使えないのはどの市も同じだと思います。

県立図書館が、県内の物流の中心館になっており、間接的ですが、県立図書館の本を学校のある市の図書館に運び、それを学校現場へということは、今でもできます。ただし、いろんな市から取り寄せてということについては、各市で決めごとがあるようで、自分の市の学校には団体貸出しは行いますが、他の市の小中学校へは団体貸出しはやっていないところが多いと思います。自分の市町村の学校への支援が第一ですので、その点は仕方ないことだと思います。

個人が本を借りる場合、県内の他の市町村にある本は、一旦、そのエリアの県立図書館で車を回し、県立図書館に届いた後、別の市にまた運んでいくことで回るようになります。しかし、授業で使えるような資料で、10冊、20冊と同じ本を一カ所の学校に集めるというのは、現状ではなかなか厳しいのではないかと考えられます。県立図書館では、現在は小中学校にはセット貸出しは行っておらず、なかなか小中学校向けにはできない状況です。県によっては、県立から直接、小中学校にセットを貸し出している県もあるようですので、そのようなところを参考にしていけたらと思います。

国の方でも、親が読書好きな子どもは読書好きであるというという傾向の調査が統計に出ていまして、平成25年5月に閣議決定されました「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の中の一節を読みますと、子どもは大人から民話等を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていくということです。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持っていくことが重要であるとしています。

市町村で、ブックスタートの活動や親御さん向けのおはなし会等の講座をやっておりますが、これに関しましても、県立図書館として、これを支援していくためのノウハウを高めて行くために、子ども読書活動の推進のための講座と、市町村職員向けの講座と育成等の講座の中でやっていくべきと思っておりますし、そのために講座の中心館となっていくこと、直接子どもたちの親というよりは、やはり市町村での講座のレベルアップを図っていくことが、県でできる最良のことだと思っております。

議長 今の説明でよろしいでしょうか。

委員 もちろん、やられていることは重々分かっていて、ただそれが必要だとのことをどんどん訴えていただいて、そのためには人が必要です。直接、学校に物を買ってもらうということであれば、それだけの費用が必要になりますし、今、特別支援学校までは読み聞かせに来てもらっていて、来る市町村の方も人数が少ないから毎回来られないと言われている状態なので、そういう人が増えてほしいと思います。

議長 では、予算要望のときには、貸出関係の業務について、予算付けをしていただいて、物流関係にしても、やはり多く回るようにするには人が必要になり、その面での予算も必要になります。

それから、読書指導という関連からは、いろいろな講座あるいは研修によって、いわゆるブックスタートあるいは子どもたちの読書力ができていき、そのためには指導者等への講習とか研修会をやるべきで、それに予算付けもという考えでよろしいでしょうか。

ほかに御意見等がありますか。

委員 私は、自分でも国語の教科書の編集をしておりますが、恐らく今のお話の中で同じ本を、例えばどこかで相当な複数冊、2冊3冊ではなく、何十冊あるいは、1クラス分といえば最大40冊になってしまうわけですが、それをそろえたとしても、活用できるのは、ある1クラスだけになるわけです。

恐らく、同じものが必要だとやった場合、例えば各教科の教科書に準拠して学習の中でといったことであれば、同じ市であれば同じ教科書を使っていますから、同じ時期にどこの学校からもこれがほしいとなると、やはり難しくなると思います。

例えば、何かの教材に付帯する形で必要な本であったりする、例えば、ある同じ作家のとなると、今度は教材が教科書から消えてしまうと、2期は使うとしても、7年たったら何十冊もまるで使われなくなりましたとなりかねない。

先ほどおっしゃっていた3番目の小中学校の支援となると、基本的に間接支援となり、県立図書館の人の目を通してということは、選書能力だと思うので、先ほどありましたような、子ども図書館でもセットをたくさん作っていますが、様々なものを見る中から、フィクション、ノンフィクションあるいはウェブが違うものを含めて、それをセットにすることができるのは、やはりより高い能力が必要であるというところが、現実レベルで期待されているのではないかと思います。

どうしても同じ本がほしいとなると、恐らく県のレベルではない話になってしまうのではないかと考えてしまったので、先ほどの市町村立図書館にしても、一度に何十冊もそろえるのは無理ですし、県立図書館がやる問題なのかなと、疑問に思っ



たところではあります。

委員

委員がとらえられたことと、私が言っていることには違いがありまして、40冊そろえて一斉に授業するということは念頭に置いてはいないのです。

関連読書をします、それから調べ学習をします、といったときに全員が同じ本を調べる必要はないが、同じ本を調べたい子がきっと数人はいるはずという話です。委員がおっしゃったように教科書が違くと、太宰がいなくなりました、太宰の本を学校でたくさん集めていましたが、でも授業のときには使えない。それだったら、公立図書館から何冊か借りてきて授業のときに自由に本を読みましようとか、関連した本を読みましようというときに、それがあった方が良く、それが1冊しか貸してくれないのでは困るので、数冊になるように、近隣の学校から、近隣の市町村からも来れば良い。

個人はできるけど、学校では何十冊も貸してもらえない、同じ本が何冊かあれば授業の時に楽になるという話です。

委員

やはりそれは市とか学校の話で、それがいきなり県となってしまうと、ちょっとそれはどうかと思うのですが。

委員

県ではなくて市なのです。市なのですが、例えば白井の隣の鎌ヶ谷市とか、近くの市から借りてくるのに物流がないと借りられない。だからといって、教員が行ってそれぞれの市町村で借りてくるのも厳しいし、それができるかどうか分からない。個人だったら近隣の市町村でカードを作って借りれば良いのですが、それが授業でとなると、又貸しになってしまうので厳しい。だからそういう物流がありますか、という話です。物流がないのであれば、県立図書館のところに個人と同じように乗っかれませんか、という話だったのです。

事務局

追加でよろしいでしょうか。

議長

はいどうぞ。

事務局

先ほど申し上げたとおり物流はありますが、市も他の市の小中学校へは団体貸出しはしませんというところが多いのですけれども、自分の市町村の司書の方と計画的に話をしてもらい、もちろんその先には県立図書館の資料もあるし、近隣の市によっては、融通をきかせてくれる場合もあるのではないかと思います。その場合に、物が動くシステムは今もありますので、各学校でも市町村図書館との付き合い方でいろいろ少ない予算の中でも資料をそろえることはできるのではないかと思います。

事務局

委員の観点はとても素晴らしい観点で、例えば、近くの市を3つまたいだ市の関係者と話をして、協定を結んでやりましようかみたいなことを誰が進めるかという

ことで、すぐにはできないが、きちんと千葉県に子ども読書推進センターを位置づけて、重要度を分からせなければできないということで、委員の言っていたこと、今欠けているところを指摘いただいて、たいへんありがたいと思いました。

議長

ほかに委員さんの方から御意見はありますか。

委員

質問ですが、子ども読書活動推進は、既に法律がございますが、未だに29市町村で計画が未策定で、公立図書館がない市町村もあるのが現状です。県として、県全域のレベルの平準化を図り、ボトムアップを図る最初のところできていないのが現状なのかなと思いました。図書館としてよりは、行政として見たときに、県と市との権限あるいは指示命令系統は分かりませんが、教育委員会として、公立図書館の設置や、子ども読書活動推進計画を策定するように指導、推奨等の働きかけをすることが先だと思いますが、いかがでしょうか。

議長

未設置市町村の状況について回答をお願いします。

生涯学習課

子ども読書推進計画の平成25年度末の状況は、29市町が策定済で、策定中が2市で、検討中が12市町で、策定済の割合が53.7%でございます。

県が、図書館設置をどのように推進しているのかについてですが、図書館法上の図書館として図書館を設置するには、市町村が条例で制定する必要があります。しかし、大網白里市の図書室は、図書館法上の図書館ではありませんが、非常に高いサービスを行っています。一方、東総地域などでは、条例で図書館として設置されていても、十分でない図書館もあります。

サービス面で県がどの辺を見ていくかということについてですが、市町村も設置するには、それなりの予算措置が必要になり、すぐには難しい面がございます。現状では、図書館や公民館等の読書施設が、それぞれの地域の実情を踏まえ、適切なサービスを行えるよう、県立図書館の支援の充実等に努めるほか、会議等の場で図書館の重要性について説明するなど、図書館の設置やサービス充実への働きかけを行っているところです。

委員

私が聞きもらしたのかも知れませんが、県立高校は除いて、小中学校には市町村立図書館があれば、県立図書館を経由してサービスを提供できるが、なければ、実情は理解はしているが、県立図書館は支援をする手段がないということですか。

生涯学習課

生涯学習課として、子ども読書も含めて、読書施設という解釈で、図書館も公民館図書室も、県立図書館サービスの対象としています。

委員

基本的に県内全域に県立図書館はサービスを提供するのですね。分かりました。

議長

ほかによろしいですか。

委員

要望ですが、特別支援学校では教室数が足りないということで、特別教室、音楽

室、図書室を潰して教室として使っているところが非常に多いです。昨年訪問した特別支援学校の小学部の教室では、先生が絵本の読み聞かせをしていましたが、教室にある10冊ぐらいの本を順繰りに読み聞かせているのかなと、非常に残念に思いました。西部図書館でしているような支援を積極的にしていただきたいとか、読み聞かせのセット貸出しを積極的にしていただきたいなと思いました。

読み聞かせが好きな子でも、学校を卒業してしまうとチャンスもなく、そういったときに、私もどこで補ったらいいのか分からないのですが、逆に、学齢期のときに、一杯経験をさせてあげることによってその子が豊かになるのかなという風に感じております。

私の息子がこの春、県立千葉盲学校を卒業したのですが、息子が小学校1年生、2年生の夏休みの間に、国語の教科書を毎日読み聞かせをしたのです。そのときに読み聞かせした単語あるいはちょっとしたフレーズを、学校から帰る途中、ときどき口ずさむのです。それは、暑い夏にあんなことを聞いたなと思い出してくれているなど、私は今年感じて、すごく感動しました。どこかに残ってくれて、何かのときに思い出して、あのときということを本人が思える豊かさを、障害を持っていてもチャンスを与えてほしいと思うので、是非お願いしたいと思いました。

事務局

今話を聞いて、特別支援学校の狭隘化、希望生徒が増えているという現実の話があり、県教育委員会では平成18年度から増加対策を行っていますが、委員がおっしゃったとおり、特別支援学校では、教室に転用されて図書室という存在がなく、本の数も限られ、置く場所もなく、保護者会の方が待機する場所も教室にしているところもあります。通常の学級では35人から40人が分母となり、1クラス36人のところに1人増えた37人でも、1クラスのまま変わりありませんが、特別支援学校の場合は6人のクラスに1人増えると、2クラスに分けなければならない特殊な理由がございまして、物理的に非常に厳しい状況に置かれていることは十分承知しております。

選書の点では、学校の先生が絵本を探して選んで活用するのは、なかなか授業が厳しいところがございまして、当然図書館司書の方が長けておりますので、支援をしていきたいと思っております。私ども図書館の司書も日常業務があり、限られた人数ですが、今後とも積み重ねさせていただきます。

委員

私は私立の学校なので、違うかも知れませんが、先ほどのお話で小中学校は必ず図書館があり司書がいて、司書は本と付き合うのが好きで、図書館に何時間いても平気だという感じがあります。そこで、あまりお金をかけないで小中学校に読書会の勧めみたいな発信はできないでしょうか。

ただ勧めるのではなく、例えば司書の裁量で、読まれていないけれども読ませたい本を何冊か提案させて、夏休みに全部司書と生徒に任せる形で、午前中は見学、午後は5時くらいまで、2、3校で合同読書会をやるのです。本は学校でやる場合は、今後増えても十数人ですから、私のところでは図書館で買いました。なぜかという、ライトノベルならばやらない方がいいと個人的に思っていたのですが、今年は『ロミオとジュリエット』なので、逆に何故と聞いてしまったのですが、この間は『のぼうの城』なので、図書館で買ってそのまま財産になります。

図書館が貸本屋になってしまうということですが、例えば読書会をこの場所でやると、本当に読みたい本であれば、ここの図書館の本は当然すぐに借りられ、市町村の本も借りられ、最後は買うしかないのですが、それは大事ではないですか。本を読むなら全部借りて読むような人生は、僕はありえないと思うので、最後は購入する形にして、司書に権限を委ねて読書会を勧める、あるいはアンケートを取るなどして、始めてみてはどうでしょうか。全県あるいは中央、西部、東部と分けた区域ごとに図書館が読書会の場を提供すれば、高齢者と区切られては嫌だった方も参加できるのではないのでしょうか。

例えば、池波正太郎とかをやると、意外と女性でも若者からお年寄りのファンもいます。司馬遼太郎とか歴史小説とかにすると、そういう本は持っている方も多いのですが、誰でも知っていると思うかも知れないが、読んでいない子もいます。

一つ申し上げると、読書感想文の季節になって、課題図書で書きなさいとあるのですが、単行本ですからすごく高いので、文庫本が2、3冊買えてしまうが、一生残るかっていうとあまり残らないので、残るような物にしたい。

読書推進とは、調べ学習も必要ですが、実際に活字に親しませて面白いと思わせることも大きな目的なので、その発信は別にして、場所を提供して、この会議の人数くらいが2カ所でやればビブリオバトルみたいなこともでき、いろんなことに広がっていきます。

参考までに中学校では夏休みの宿題で、1、2、3年に本を1冊読ませ、2学期に使う読書レポートを完成させるように言っています。1年が岩波のエンデの『モモ』、2年が『夏の庭』で、3年が山本周五郎の『さぶ』なんですが、自分たちでそろえさせて読ませています。『夏の庭』は、学年320人のうち、1割くらいが家にあり、結構読んでいる子はいますので、アンケート、あるいは、実態を探りながら司書の方と連携を取るみたいな形で行ってはどうかと思います。

議 長  
委 員

読書会関係についていかがですか。

高校のマイナスの面かも知れませんが、入試、就職を念頭に置いて、授業の時間

数をこなすため、小中学校の調べ学習的な授業はできないので、高校の授業の取組については、高校側の検討課題かなと思います。アンケート集計結果でも、セット貸出しは修学旅行とか文化祭がとて多いので、ある程度要望選択制がかなうようなセットを作ってもらおうと使いやすくなると思いますので、是非そちらの方の検討をお願いしたいと思います。

あと要望ですが、学校図書館の運用は図書委員の働きが大きいので、夏休みに各地区の図書委員の研修で県立図書館の方がお話しいただくよりは、県立図書館に図書委員が行く方が刺激になると思うのです。夏休みに図書委員を集めた研修や、施設や内容を見る機会を作ったり、あと学校司書といっても実際は実習助手という職種の方がやっているもので、全く初めてで、本当に分からない状態の方も多いため、仕事の内容よりは、実際の仕事や施設を見せていただくことが刺激になって、意識の改革になるかと思っておりますので、時間の取れる夏休み中心に設けていただければ、希望者も多いと思います。

事務局

東部図書館では、夏休み中にエリア内の高校の図書室担当者の方に来ていただいて、昨年度は検索の研修会を行いました。今年度は製本の研修会で、壊れた本の簡単な修理の仕方の研修会を実施する予定です。

委員  
議長

ありがとうございます。

ではその辺りは、それぞれのできる範囲で、場所等会場等で交流していただけるように組んでいただきたいと思います。

あと、ほかにはないでしょうか。

特にないようですので、協議事項1を終了します。

事務局

委員の皆様には貴重な御意見等ありがとうございました。

事務局は、各委員の御意見、御提案を踏まえ、事業の推進をしていただきたいと思います。

議長  
事務局  
議長

その他、協議事項につきまして、事務局から何かありますでしょうか。

特にございません。

ありがとうございました。

では、協議事項2「その他」について、事務局から特にないようですので、以上で終了いたします。議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

次回は、平成26年12月上旬に平成26年度第2回図書館協議会を開催することを確認し、以上で平成26年度第1回千葉県図書館協議会を終了した。